

## (財)日本モンキーセンター研修員規則

平成18年日モ第98号決裁

### (目的)

第1条 この規則は、財団法人日本モンキーセンターが、高度の専門的知識を有する者に、特定の事項について研修の機会を与えるために、その資格について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 この規則において、高度の専門的知識を有する者とは、  
(1) 博士の学位を有する者  
(2) 大学院の博士課程において、研究指導の認定を受けた者  
(3) 大学院等で、現に教育・研究・診療等の職に従事している者で、上記(1)または(2)に準ずる学力を有すると認められる者  
(4) その他、理事の推薦にもとづき、所長が認めた者

### (期間)

第3条 1期は1年以内とする。更新は3回までとする。

### (入学料)

第4条 入学料は3万円とする。延長の場合は不要とする。

### (研修料)

第5条 月額1万円とする。所定の期日までに研修料を納めないときは、研修の許可を取り消すことがある。

### (手続き)

第6条 下記研修申請書を研修の始まる1カ月前までに所長へ提出する。  
(1) 研究審査員願書、(2) 履歴書

この規則は、平成18年4月1日から施行する。